

# 改正農地法の概要

(農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法)

## 農地を最大限に有効利用

### 農地法の目的等の見直し

- 目的について、農地が地域における貴重な資源であること、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化。
- 農地について権利を有する者の責務として、「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨を明確化。

### 農地の権利取得に係る許可要件の見直し

- 「地域との調和要件」(周辺の農地の農業上の効率的・総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと)を創設。
- 「下限面積要件」(権利取得後の面積が原則都府県50a(北海道2ha)以上)の特例措置を一定の基準に従い定められる主体を都道府県知事から農業委員会に変更。

### 農地の貸借規制の見直し

- 農業生産法人以外の法人による農地の借入れを可能に。(業務執行役員のうち一人以上の者がその法人の農業に常時従事すること等の一定の要件が必要)
- 事後において、勧告、許可の取消し等の措置を創設。
- 農地の貸借期間の上限を20年から50年間に延長。

### 農業生産法人要件の見直し

- 農業生産法人への加工業者等からの出資制限について、一定の者について緩和(4分の1以下→2分の1未満)。
- 農協による農業経営は、従来、組合員との関係で制限していたが、組合員の合意で貸借により可能に。

### 農地の面的集積の推進

- 市町村段階の面的集積組織(農地利用集積円滑化団体)が委任を受けて、所有者に代理して農地を貸し付ける仕組みの創設。

### 遊休農地対策の強化

- 市町村の判断に基づく対策を改め、市街化区域の農地も含めた全ての遊休農地を対象を拡大。
- 遊休農地の所有者等に対する指導、通知、勧告といった手続きを農業委員会が一貫して実施。所有者が分からない遊休農地についても知事の裁定で公社等が利用できるよう措置。

## これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保

### 農用地区域内農地の確保

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者により利用されている農地等は、農用地区域からの除外を認めない。

### 農地転用規制の厳格化

- 病院、学校等の公共施設への転用についても、許可不要から協議制へ
- 違反転用に対する罰則を強化(法人:300万円→1億円)

## 農地法の目的の改正について

- 目的について、農地が地域における貴重な資源であること、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化。
- 農地について権利を有する者の責務として、「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨を明確化。

### 改正農地法の目的

(目的)

第1条 この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

(参考)改正前農地法の目的

(この法律の目的)

第1条 この法律は、農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し、もって耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることを目的とする。

### 責務規定の新設

(農地について権利を有する者の責務)

第2条の2 農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。

# 農地の権利を取得する仕組み等について

農地を効率的かつ適切に利用すれば、個人は原則自由に農地を取得し参入可能

すべてを効率的に利用すること

機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること

一定の面積を経営

原則(都府県:50a、北海道:2ha)にかかわらず、地域の实情に応じ、自由に設定可能

周辺の農業に支障がない

水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと

貸借であれば、法人は全国どこでも参入可能

貸借契約に解除条件を付す

適正に農地を利用していないときは契約を解除する旨を明文化

地域における適切な役割分担

集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など

役員のうち1人は農業に常時従事

地域の調整役として責任を持って対応できる者が、農業(マーケティング等経営や企画に関するものも含む)に参画

農地を所有して参入することは、法人でも一定の要件を満たせば可能(農業生産法人)

法人形態

譲渡制限のある株式会社、農事組合法人、合名・合資・合同会社

事業内容

主たる事業が農業(売上高の過半)

構成員

- ・農業関係者が総議決権の原則として4分の3以上を占めること
- ・加工業者等の関連事業者の場合は、総議決権の2分の1未満まで可能。

役員

役員の過半が農業の常時従事者であること等

# 農地の権利取得に係る許可要件の見直しについて

- 全国の約6割で地域の実情に応じて独自に面積を設定しているところ。
- その他の地域においても、その地域の平均的な規模、遊休農地の状況等を考慮。

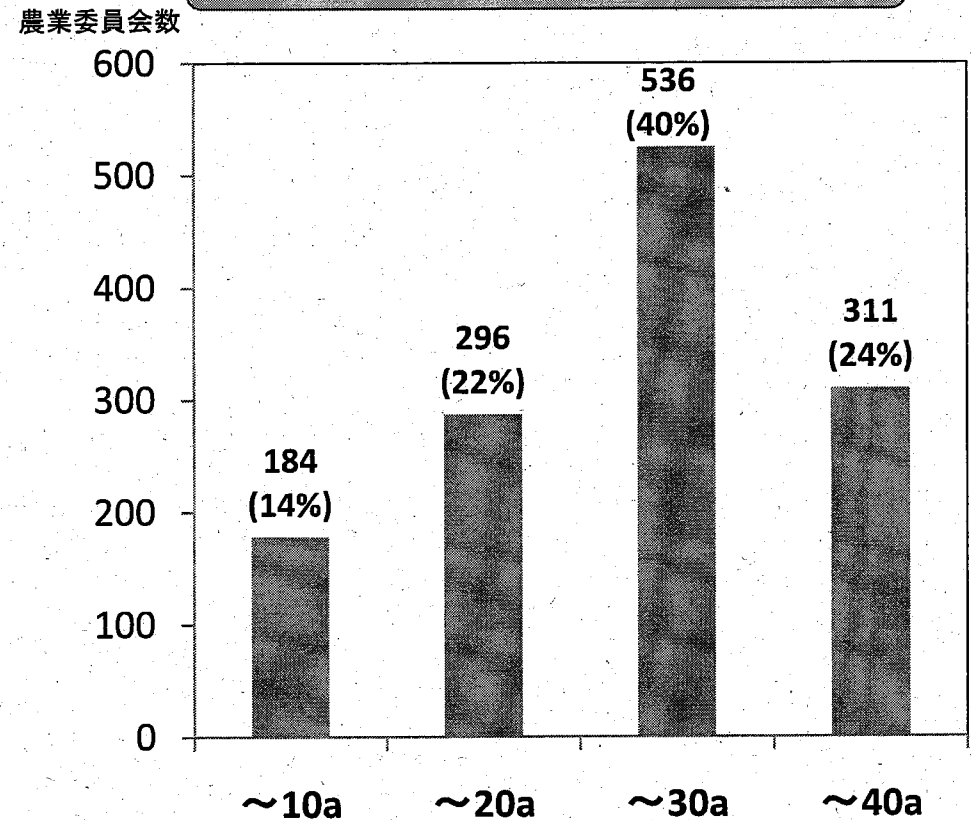
## 設定状況

農業委員会数合計	1,758 (100%)
独自の面積を設定している	1,012 (58%)
独自の面積を設定していない	746 (42%)

資料：農林水産省経営局調べ(平成22年12月末現在)

- 注1：農業委員会数には、農業委員会を設置していない市町村を含む。  
 注2：独自の面積を設定していない746の農業委員会には、今後設定または検討を予定しているものを含む。

## 面積別の設定状況



資料：農林水産省経営局調べ(平成22年12月末現在)

- 注1：複数の面積を設定している場合があるため、農業委員会数には重複がある。  
 注2：北海道を除く。

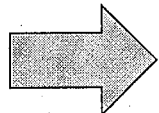


# 法人が農業に参入する場合の要件について

## 一般法人の参入要件

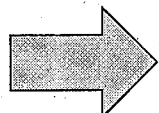
○ 農地の権利を取得するための基本的な要件等を満たせば、相対で貸借が可能。また、参入区域制限はなし。

貸借契約に解除条件が付されていること



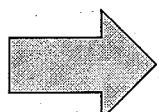
解除条件の内容  
農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること

地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと



役割分担の内容  
集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など

業務執行役員が1人以上農業に常時従事すること



「農業」の内容  
農作業に限られず、マーケティング等経営や企画に関するもの

## 農業生産法人の参入要件

1. 法人形態要件 株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社
2. 事業要件 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)[売上高が過半]
3. 構成員要件

農業関係者

- ・農業の常時従事者
- ・農地の権利提供者
- ・基幹的な農作業を委託している農家
- ・農地保有合理化法人
- ・地方公共団体
- ・農業協同組合、農業協同組合連合会

総議決権の4分の3以上

農業関係者以外

- ・法人から物資の供給等を受ける者又は法人の事業の円滑化に寄与する者
- (例)・他の農業生産法人
- ・スーパー、外食産業 等

総議決権の4分の1以下

〈特例〉  
・農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について市町村の認定を受けた場合、農家・他の農業生産法人一制限なし  
農外の者—総議決権の2分の1未満  
・農商工連携事業者等一定の関連事業者は総議決権の2分の1未満

4. 役員要件

① 役員の過半が農業の常時従事者(原則年間150日以上)である構成員であること。

② ①のうち過半の者が農作業に従事(原則年間60日以上)すること。

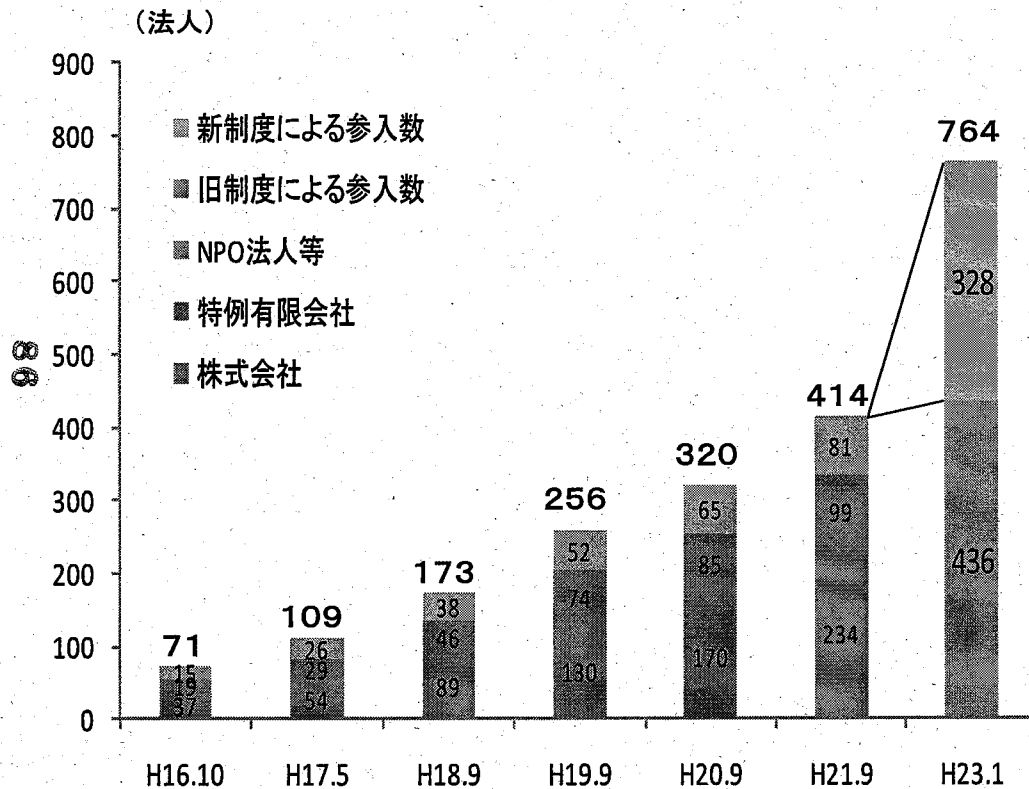
役員全体の過半

過半の過半

# 一般法人の農業参入について

○ 改正農地法の施行後約1年で新たに328法人が参入(平成23年1月末)。

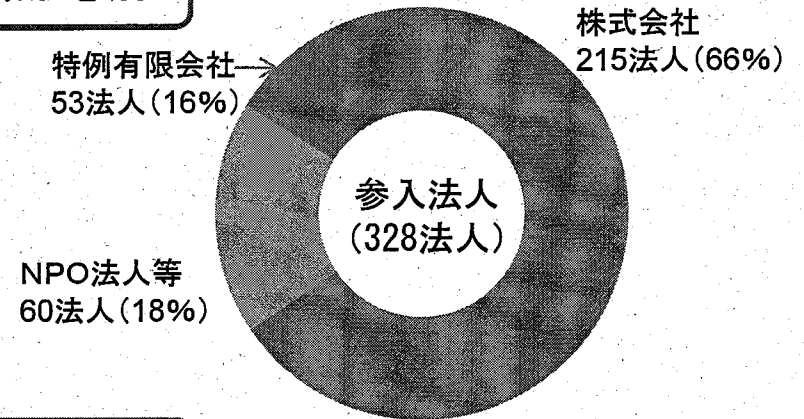
## 参入法人数の推移



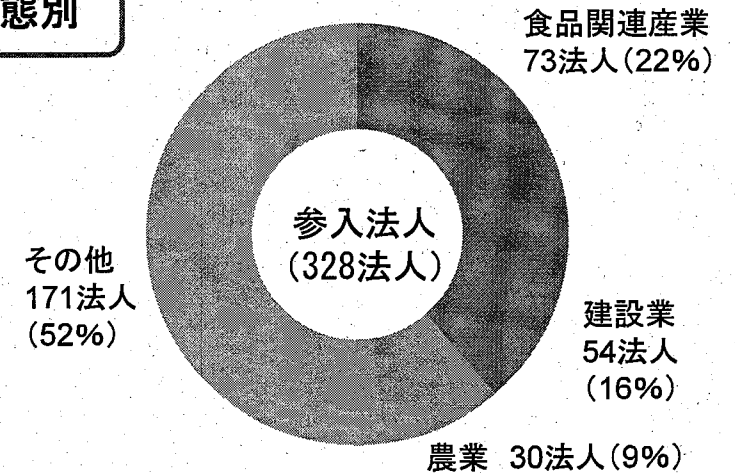
※1 旧制度：改正農地法の施行前(H15.4~H21.12)  
 ※2 新制度：改正農地法の施行後(H21.12~H23.1)

## 組織・業務形態別の参入法人数(328)

### 組織形態別

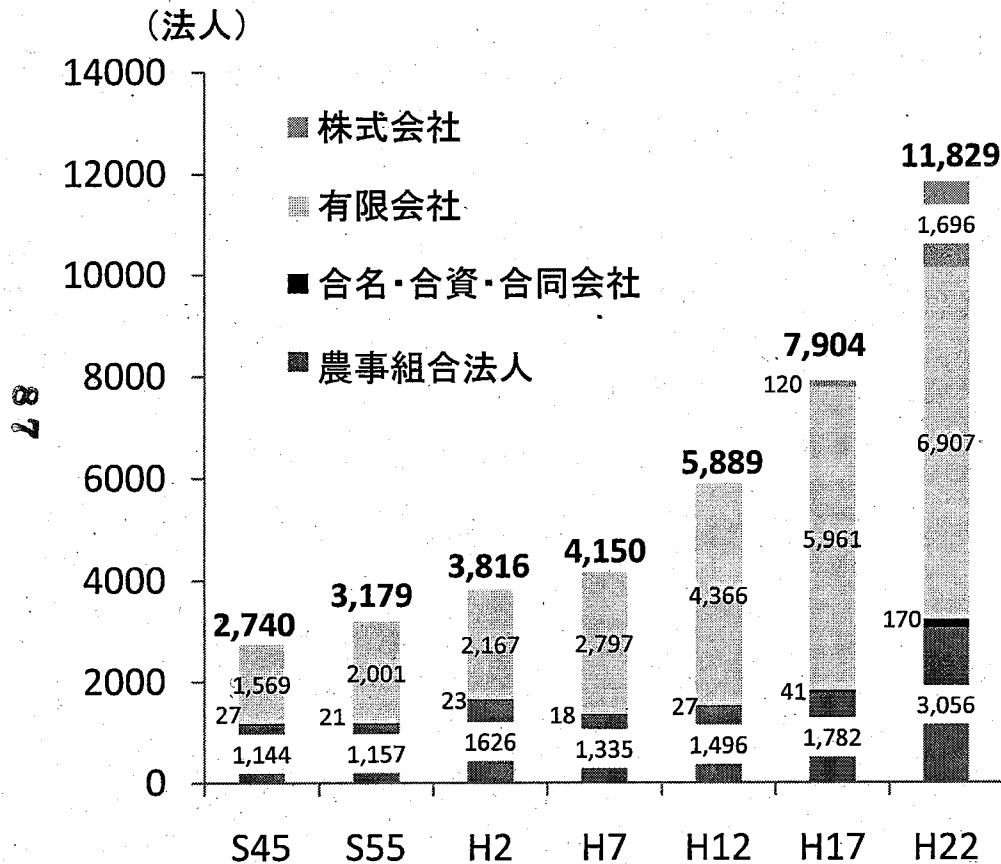


### 業務形態別



# 農業生産法人の農業参入について

## 農業生産法人の推移



資料:農林水産省経営局調べ(各年1月1日現在)

注:平成22年の有限会社は特例有限会社の法人数である。

## 大手スーパー I による農業生産法人設立の例

設立日 : 平成20年8月

農場面積 : 約5ha(設立当初の2.5倍)

栽培品目 : 大根、ブロッコリー、人参等

収穫量 : 約600トン(平成21年度計)

販売先 : Iの店舗

株主構成 : 74.1%(JA、JA組合員)

: 25.9%(大手スーパー I)

### これまでの経緯

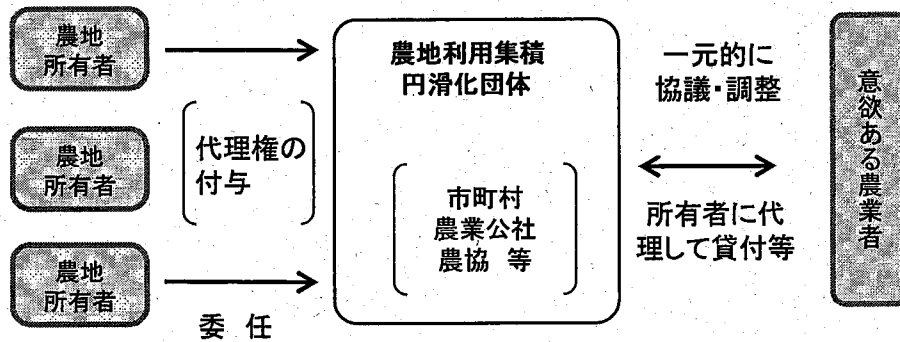
- 企業の社会的責任(CSR)活動の一環として、地域農業の活性化等を目的に、JA等との共同出資により設立。
- 店舗で発生した食品残さを堆肥化し、農場の肥料として活用。また、そこで収穫した野菜を当該店舗で販売するという循環型農業の取組が行われている。
- 21年度は通期で黒字化を達成。

# 農地の面的集積の推進について

- 市町村段階の面的集積組織（農地利用集積円滑化団体）が委任を受けて、所有者に代理して農地を貸し付ける仕組みを創設。
- 農地利用集積円滑化事業については、約8割の市町村で実施主体が決定。

## 農地利用集積円滑化事業の仕組み

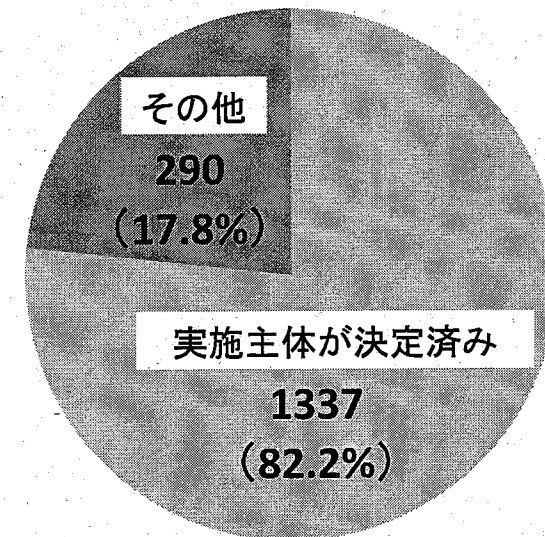
＜改正農地法で農地の仲介の仕組みを創設＞



（円滑化団体が調整するメリット）

- ・ 多数の農地所有者と交渉しなくても、円滑化団体と協議すれば規模拡大・面的集積を実現できる。
- ・ 公的機関が調整することにより、近所の農家には貸したくないなどの心理的抵抗感や軋轢を緩和することができる。
- ・ 自ら受け手を探せない者の農地を耕作放棄化させず、確実に受け手につなげることができる。

## 農地利用集積円滑化事業実施市町村数 （基本構想策定市町村数1,627）

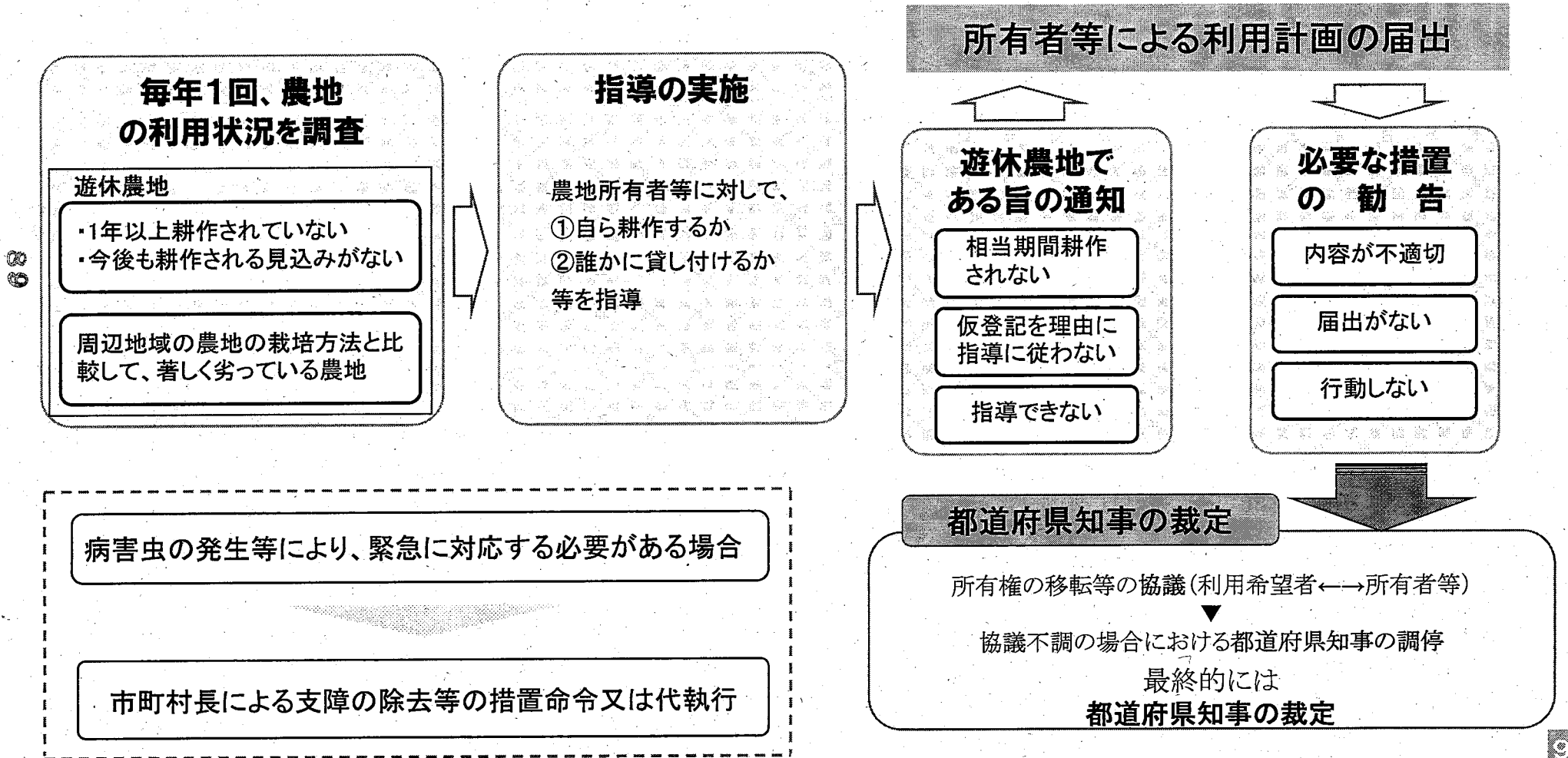


資料：農林水産省経営局調べ（平成23年1月末現在）



# 遊休農地対策について

- 遊休農地の所有者等に対する指導、通知、勧告といった手続きを農業委員会が一貫して実施。その上で、当該所有者等が勧告に従わない場合には、最終的に都道府県知事が裁定を行い、農地保有合理化法人等が利用権を設定できるよう措置。  
(また、所有者が分からない遊休農地については、知事の裁定で農地保有合理化法人等が利用できるよう措置。)



# 優良農地の確保について

- 農業振興地域制度について、優良農地の確保を図るための仕組みを充実させるとともに、農用地区域からの除外を厳格化。
- 農地転用許可制度について、公共転用の法定協議制を導入のほか、違反転用の罰則強化等の農地転用規制を厳格化。

## 〔農業振興地域の整備に関する法律(農振法)〕

### 確保すべき農用地面積の目標

【現行】国及び都道府県において、確保すべき農用地面積の目標を定め、その達成を図るための規定がない

【改正後】国の「基本指針」及び都道府県の「基本方針」の各々に確保すべき農用地面積の目標を記載することを法律上明記し、毎年、達成状況を公表するとともに、不十分な都道府県に対し国が是正の要求

### 農用地区域からの除外の厳格化

【現行】集団農地の縁辺部にある農地であれば、効率的かつ安定的な農業経営を営む者により現に利用集積され、又はこれから利用集積されることが見込まれるものであっても、除外が可能

【改正後】農用地区域内の農地について、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する利用の集積に支障を及ぼすおそれがある場合について、除外を厳格化

## 〔農地法〕

### 農地転用規制の厳格化

【現行】国又は都道府県が公共施設の設置をするための農地転用については、許可不要のため、施設の周辺において無秩序なかい廃を誘発

【改正後】学校、病院等の公共施設への転用について、法定協議制を導入

### 違反転用に対する罰則強化

※ 下線部が今回改正部分

事項		現行		改正後	
		法人	個人	法人	個人
違反転用	罰金	300万円以下	300万円以下	<u>1億円以下</u>	300万円以下
	懲役	—	3年以下	—	3年以下
違反転用における原状回復命令違反	罰金	30万円以下	30万円以下	<u>1億円以下</u>	300万円以下
	懲役	—	6ヶ月以下	—	3年以下

平成22年度税制改正を踏まえた農地保有合理化法人・農地利用集積円滑化団体に関する主な税制

16

	税制特例の概要	対象主体	根拠条文	(改正農地法等施行日)	
				H21.12.15	H22.3.31
所得税	農地売買等事業のために農用区域の農用地等を譲渡した場合の800万円特別控除〔恒久措置〕	合	租特法34の3 ②一、租特令 22の9①一	合理化法人	→
		円		円滑化団体	→
法人税	農用区域内の農用地が農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議に基づき買い取られた場合の1500万円特別控除〔恒久措置〕	合	租特法34の2 ②二十五	合理化法人	→
		円		円滑化団体	→
登録 免許税	農地売買等事業により農用区域内の農用地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減 (20/1000→8/1000)	合	租特法76① ②	合理化法人	→
	円	円滑化団体		→	廃止
	農地所有者代理事業により農用区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減 (20/1000→8/1000)〔H23.3.31まで〕	円	租特法77②	円滑化団体	→
不動産 取得税	農地売買等事業により農用区域内の農用地等を取得し、5年以内に当該事業により売り渡した場合の納税義務の免除〔恒久措置〕	合	地法73の27 の6①	合理化法人	→
	円	円滑化団体		→	
	農地売買等事業により農用区域内の農用地等を認定農業者等に5年を超えて貸し付けることを目的として取得し、貸付期間満了後に当該農用地等を売り渡した場合の課税標準の特例(2/3相当額を控除)	合	地法附11⑥	合理化法人	→
	円	円滑化団体		→	廃止
担い手農業者確保事業により農用区域内の農用地等を取得し、5年以内(都道府県知事が貸付期間の延長を承認した場合には、5年経過の日の翌日から5年以内)に当該事業により売り渡した場合の納税義務の免除	合	地法附11の7	合理化法人	→	
円	円滑化団体		→	廃止	
	農地所有者代理事業により農用区域内の農用地等を取得した場合の課税標準の特例(1/3相当額を控除) 〔H23.3.31まで〕	円	地法附11②	円滑化団体	→

# 新たな納税猶予制度の概要 《 特定貸付け 》

## 1. 特定貸付けの定義

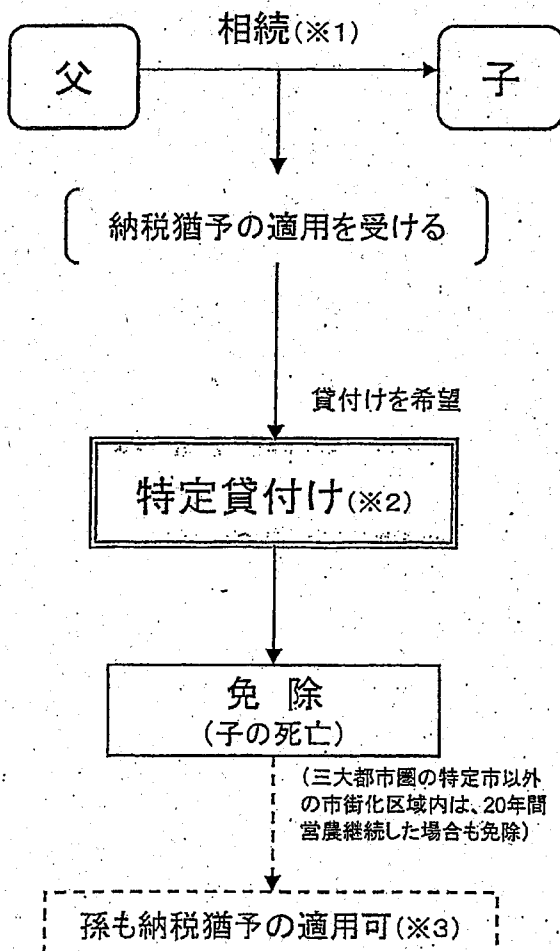
相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人が、相続税の納税猶予の適用を受けている農地等(市街化区域内の農地等を除く。)の全部又は一部について、農業経営基盤強化促進法に基づく次の貸付けを行うことをいいます(租特法第70条の6の2)。

- ア 農地保有合理化事業のために行われる貸付け
- イ 農地利用集積円滑化事業のために行われる貸付け
- ウ 農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付け

改正農地法等の施行日(平成21年12月15日)の前に既に農業経営基盤強化促進法に基づく貸付けを行っている者が平成21年12月15日以後に死亡し、当該者の相続人が当該貸付けを行っていた農地等を相続した場合、当該農地等は、原則、相続税の納税猶予の適用を受けることができます(租特法第70条の6の3第1項)。

相続人は、①自ら営農を行う、又は、②相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行う(被相続人が行っていた貸付けをそのまま継続する場合も含む。)、のいずれかを選択することになります(租特法第70条の6の3第2項)。

## 2. 特定貸付けの仕組み



### 【※1 相続の発生時期】

新納税猶予制度は、改正農地法等の施行日以後に発生した相続等により取得する農地等から適用されます。相続税の申告書の提出期限が、改正農地法等の施行日の前か後かは関係ありませんので、ご注意ください。

### 【※2 特定貸付けを行った旨の証明書】

税務署への届出に「特定貸付けを行った旨の証明書」(「証明事務通知」(注)の様式31号)又は「農用地利用集積計画を公告した旨の証明書(貸付)」(「証明事務通知」の様式24号)を添付する必要があります。

なお、様式31号又は様式24号の証明者は貸付けの方法により次のとおりです。

- ① 農地保有合理化事業 → 農地保有合理化法人
- ② 農地利用集積円滑化事業
  - ア 農地売買等事業 → 農地利用集積円滑化団体
  - イ 農地所有者代理事業 → 市町村長
- ③ 農用地利用集積計画 → 市町村長

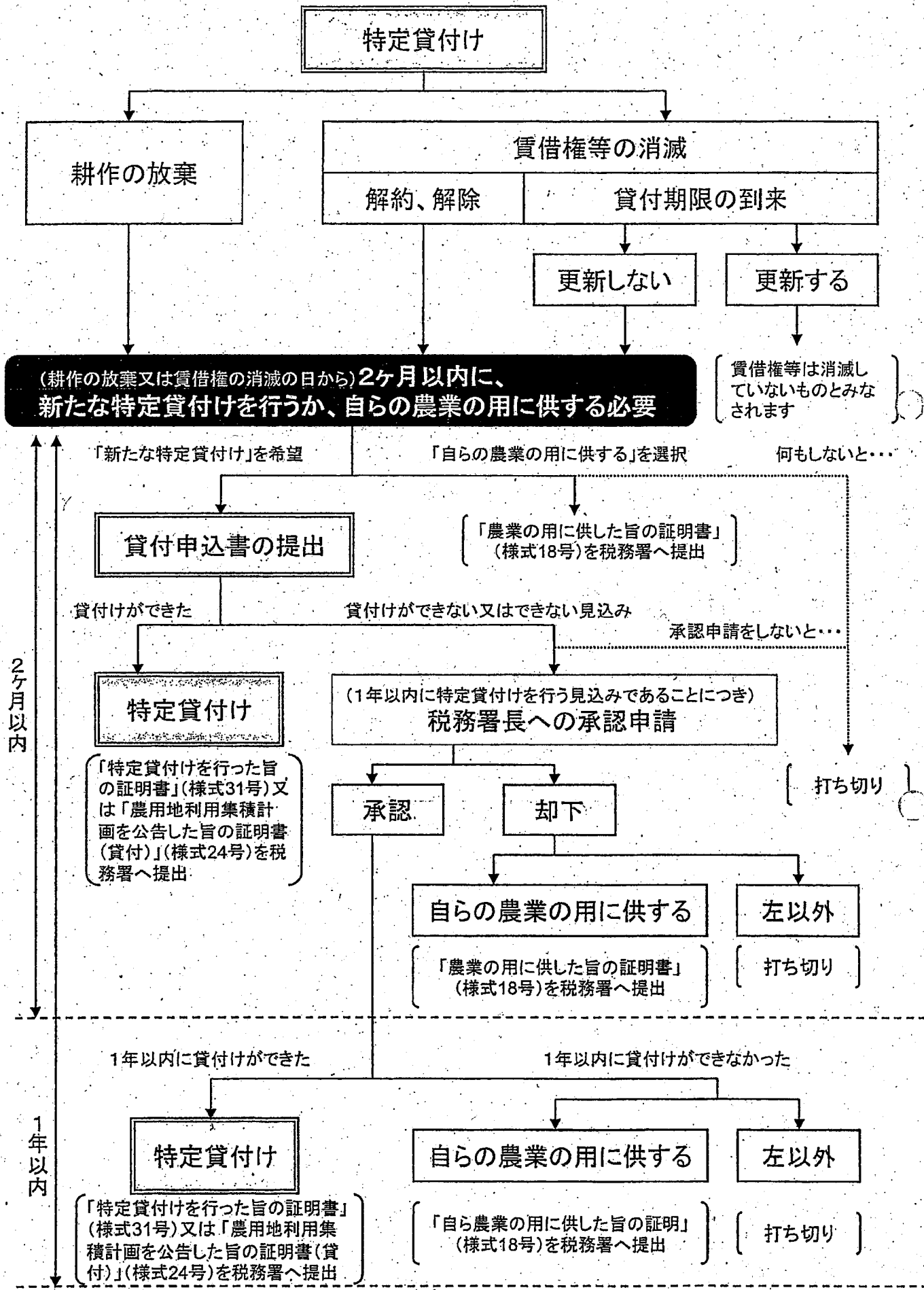
(注)「証明事務通知」とは、「農地等の贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取扱いについて」(昭和51年7月7日付け51構改B第1254号農林省構造改善局長通知)のことをいいます(以下同じです。)

### 【※3 孫が特定貸付農地等を相続した場合】

(子が特定貸付農地等を相続した場合も同様)

孫(子を含む)が特定貸付けを継続したまま相続税の納税猶予の適用を受けることを希望する場合、孫等と特定貸付農地等の借受者との間で、改めて貸借契約を締結し直す必要はありません(「証明事務通知」の第2の(15)ア(1)b)。

3 特定貸付農地等に貸付期限の到来や耕作の放棄などがあった場合





# 新たな納税猶予制度の概要 《 営農困難時貸付け 》

## 1. 営農困難時貸付けの定義

相続税の納税猶予制度と贈与税の納税猶予制度では、特定貸付けの有無により、営農困難時貸付けの定義がやや異なりますので、ご注意ください。

### 相続税の納税猶予

相続税の納税猶予の適用を受けている者が、納税猶予適用後、精神障害又は身体障害等(※1)を負うことにより、相続税の納税猶予の適用を受ける農地等について営農を継続することが困難な状態となり、かつ、特定貸付けを行うことができない場合(※2)において、貸付けを行うことをいいます(租特法第70条の6第27項)。

### 贈与税の納税猶予

贈与税の納税猶予の適用を受けている者が、納税猶予適用後に精神障害又は身体障害等(※1)を負うことにより、贈与税の納税猶予の適用を受ける農地等について営農を継続することが困難な状態となった場合において、農業経営基盤強化促進法に基づく貸付け(農業経営基盤強化促進法に基づく貸付けを行うことができない場合(※2)には、それ以外の方法による貸付け)を行うことをいいます(租特法第70条の4第21項)。

#### [※1 営農困難時貸付けの適用要件]

- ア 精神障害者保健福祉手帳(障害等級が1級のもの)の交付
- イ 身体障害者手帳(身体上の障害の程度が1級又は2級のもの)の交付
- ウ 介護保険制度の要介護状態区分5の認定

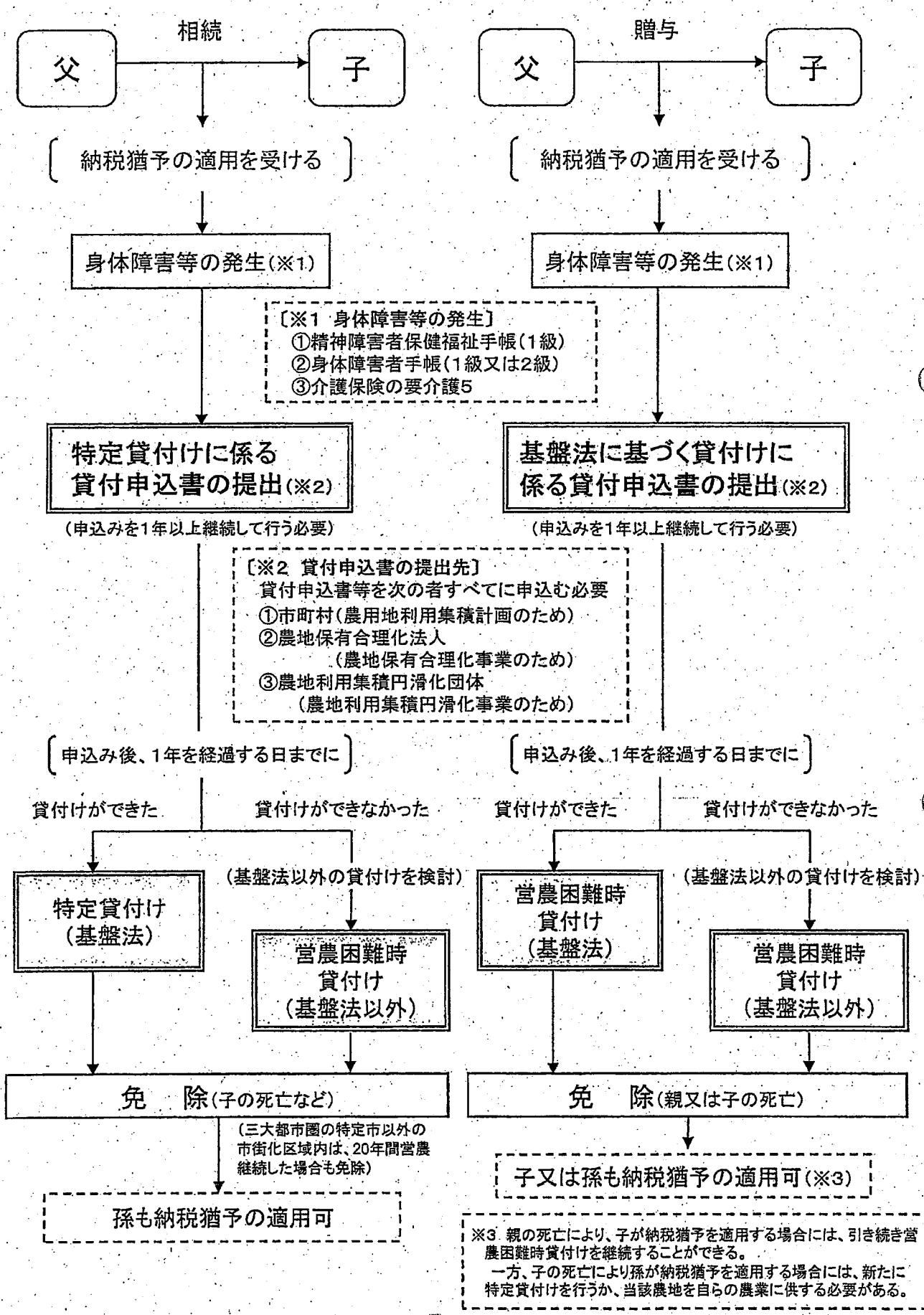
#### [※2 特定貸付け(農業経営基盤強化促進法に基づく貸付け)を行うことができない場合]

- ア 当該農地等が、市街化区域内など農業経営基盤強化促進法に基づく貸付けを行うことができない区域等に存する場合(租特令第40条の6第46項、第40条の7第50項)
- イ 当該貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合(同上)

## 2 営農困難時貸付けの仕組み

### (1) 相続税の納税猶予

### (2) 贈与税の納税猶予



3. 営農困難時貸付農地等に貸付期限の到来や耕作の放棄などがあった場合

営農困難時貸付け

耕作の放棄

賃借権等の消滅

解約、解除

貸付期限の到来

更新しない

更新する

(耕作の放棄又は賃借権の消滅の日から)2ヶ月以内に、  
新たな営農困難時貸付けを行うか、自らの農業の用に供する必要

賃借権等は消滅して  
いないものとみなされ  
ます

「新たな営農困難時貸付け」を希望

「自らの農業の用に供する」を選択

何もしないと...

(基盤法に基づく貸付けについて)  
貸付申込書の提出

「農業の用に供した旨の証明書」  
(様式13号)を税務署へ提出

1ヶ月以内に  
基盤法に基づく  
貸付けができた

※貸付けの申込みを1ヶ月以上継続して行う必要

1ヶ月以内に基盤法に基づく貸付けができなかった

(基盤法以外の貸付けを検討)

できた

できなかった

承認申請を  
しないと...

営農困難時  
貸付け  
(基盤法)

営農困難時  
貸付け  
(基盤法以外)

(1年以内に営農困難時貸付けを  
行う見込みであることにつき)  
税務署長への承認申請

打ち切り

「営農困難時貸付けを行った旨の証明書」(様式23号)又は「農用地利用集積計画を公告した旨の証明書(貸付)」(様式24号)を税務署へ提出(A)

「農地法第3条許可書」又は「農地法第3条許可不要である旨の証明書」(様式12号)を税務署へ提出(B)

承認

却下

【重要】  
新たな営農困難時貸付けが、基盤法に基づき行われたとしても、営農困難時貸付けとして取扱う

自らの農業の用に供する

左以外

「農業の用に供した旨の証明書」  
(様式13号)を税務署へ提出

打ち切り

1年以内に貸付けができた

1年以内に貸付けができなかった

営農困難時貸付け  
(基盤法or基盤法以外)

自らの農業の用に供する

左以外

基盤法に基づき貸し付けた場合は、(A)と同様。基盤法以外により貸し付けた場合は、(B)と同様

「農業の用に供した旨の証明書」(様式13号)を税務署へ提出

打ち切り

2ヶ月以内

1年以内

# 相続税の納税猶予制度における免除事由について

## ○相続税の納税猶予制度における免除事由一覧

- A：三大都市圏の特定市の市街化区域内の農地  
 B：A以外の市街化区域内の農地（一般市街化区域内農地）  
 C：市街化区域以外の農地（一般農地）【特定貸付け可能】

※ 当該区域内の農地を、  
 ・所有している → ○  
 ・所有していない → ×

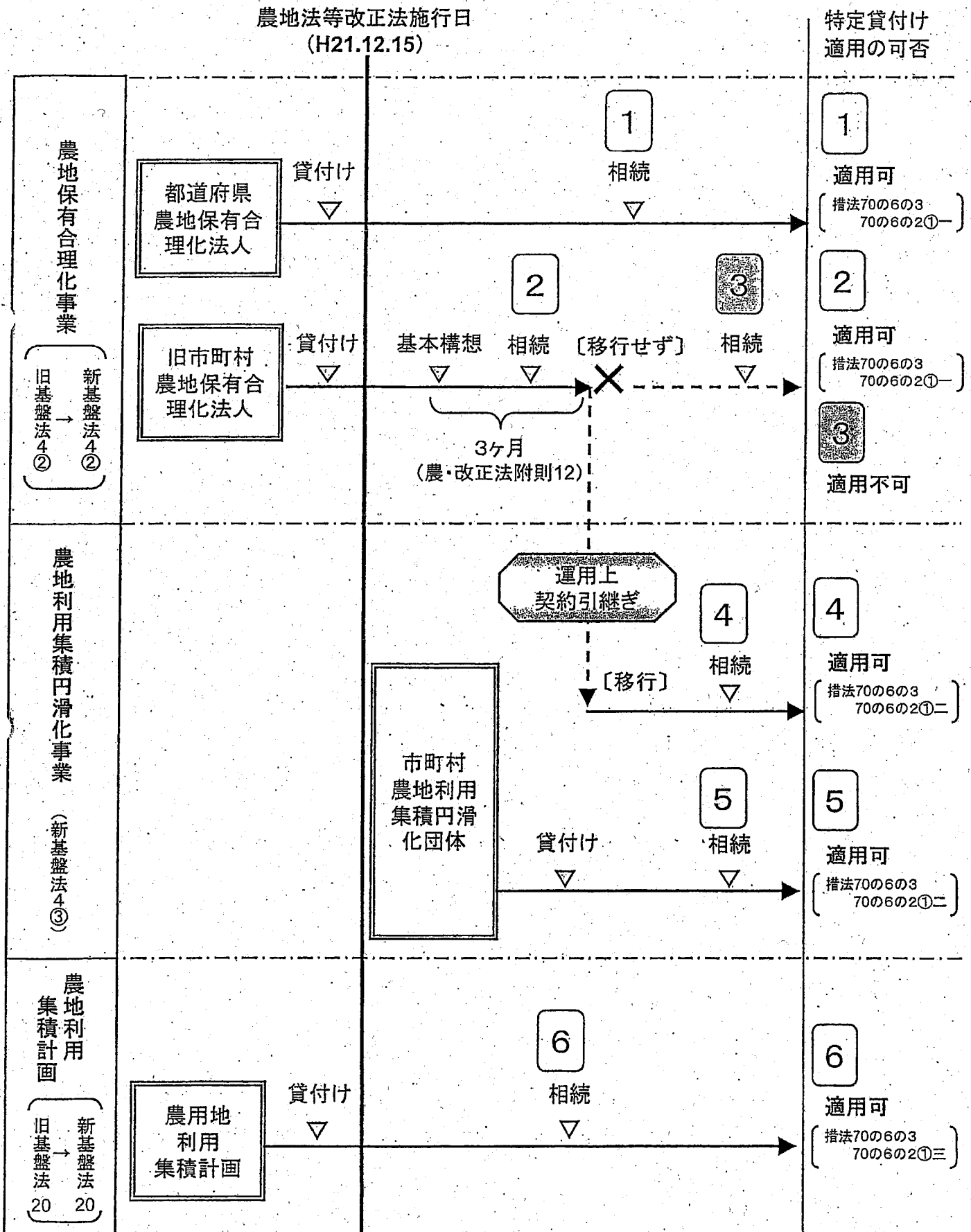
相続の開始日				平成3年12月31日以前	平成4年1月1日～平成21年12月14日	平成21年12月15日以後
その者が有している農地(※)				貸付前 → 貸付後	貸付前 → 貸付後	貸付前後ともに
	A	B	C			
1	○	○	○	(A、B) 20年営農免除 →20年営農免除 (C) 20年営農免除 →終身農地利用	(A、B) 終身営農 →終身営農 (C) 終身営農 →終身農地利用	(A、B) 終身営農 (C) 終身農地利用
2	○	×	○	(A) 20年営農免除 →20年営農免除 (C) 20年営農免除 →終身農地利用	(A) 終身営農 →終身営農 (C) 終身営農 →終身農地利用	(A) 終身営農 (C) 終身農地利用
3	×	○	○	(B) 20年営農免除 →20年営農免除 (C) 20年営農免除 →終身農地利用	(B) 20年営農免除 →20年営農免除 (C) 20年営農免除 →終身農地利用	(B) 20年営農免除 (C) 終身農地利用
4	×	×	○	(C) 20年営農免除 →終身農地利用	(C) 20年営農免除 →終身農地利用	(C) 終身農地利用
5	○	○	×	※特定貸付け不可 (A、Bすべて) 20年営農免除	※特定貸付け不可 (A、Bすべて) 終身営農	※特定貸付け不可 (A、Bすべて) 終身営農
6	○	×	×	※特定貸付け不可 (A)20年営農免除	※特定貸付け不可 (A)終身営農	※特定貸付け不可 (A)終身営農
7	×	○	×	※特定貸付け不可 (B)20年営農免除	※特定貸付け不可 (B)20年営農免除	※特定貸付け不可 (B)20年営農免除

### 【留意事項】

営農困難時貸付けを行った場合には、免除事由に変更が生じません。  
 (例えば、B及びCの農地等を相続した旧制度の納税猶予適用者が営農困難時貸付けを行った場合、免除事由は、B及びCともに「20年営農免除」のままとなります。)

# 農地法等改正法施行前後の特定貸付けの適用関係

改正農地法等の施行日前に既に農業経営基盤強化促進法に基づき貸し付けられていた農地のうち、③のケースは、例外的に特定貸付けの適用対象とならないので注意してください。





# 新たな納税猶予制度の運用におけるその他の留意事項

## 1. 「貸付申込書」について

### (1) 「貸付申込書」の必要性

今回の納税猶予制度の見直しにより新設された「特定貸付け」、「営農困難時貸付け」を行う場合には、「貸付申込書」等の提出が要件となっている場合があります(具体的には、次のとおりです。)

特定貸付け	営農困難時貸付け
【特定貸付けを行う場合】	【営農困難時貸付けを行う場合】
—	① 営農困難時貸付けを、基盤法に基づく貸付け以外の方法により貸付けを行う場合 (申請書に、基盤法に基づく貸付けについて申込みを行い、申込日後1年経過する日まで引き続き申し込んでいたことを証する書類を添付する必要)
【貸付期限の到来や耕作の放棄により、新たな特定貸付けを行う場合】	【貸付期限の到来や耕作の放棄により、新たな営農困難時貸付けを行う場合】
① 税務署長の承認申請をする場合 (承認申請書に、基盤法に基づく貸付けの申込みを行っていることを証する書類を添付する必要)	② 新たな営農困難時貸付けを、基盤法に基づく貸付け以外の方法により貸付けを行う場合 (申請書に、基盤法に基づく貸付けについて申込みを行い、申込日後1ヶ月経過する日まで引き続き申し込んでいたことを証する書類を添付する必要)  ③ 税務署長の承認申請をする場合 (承認申請書に、基盤法に基づく貸付けの申込みを行っていることを証する書類を添付する必要)

### (2) 「貸付申込書」の提出先

納税猶予の適用農地等の区域が、次の①～③のうちいずれかに該当する場合には、該当するものすべてに対して貸付申込書を提出する必要があります。

納税猶予の適用農地等の区域	貸付申込書の提出先等
① 農地保有合理化事業を実施している区域	農地保有合理化法人
② 農地利用集積円滑化事業を実施している区域	農地利用集積円滑化団体
③ 利用権設定等促進事業(農用地利用集積計画)を実施している区域	市町村

(注1) 営農困難時貸付けを行う場合に、納税猶予の適用農地等の区域が、

(1) ①～③のいずれにも該当しない場合においては、貸付申込書の提出は不要ですが、その代わりに、当該農地等が①～③のいずれにも該当しない旨を証する市町村長の書類が必要となります。

(2) ①～③のいずれかに該当しない場合においては、当該農地等が①～③のいずれかに該当しない旨を証する市町村長の書類が必要となります。

(注2) 特定貸付けを行う場合には、(注1)の書類は必要ありません(①～③のうち該当するものについてのみ貸付申込書を提出すればよい)。

### (3)「貸付申込書」の様式

「貸付申込書」(「証明事務通知」の様式22号)及びこれに準ずるもの

(農地利用集積円滑化事業のために行われる貸付けに係る貸付申込書は、受贈者又は相続人が農地利用集積円滑化団体と締結した農地等の貸付けに係る委任契約書によることもできます。)

### (4)「貸付申込書」への対応

納税猶予の適用者から次の相談等があった場合には、必ず、貸付申込書などを最大3カ所(農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、市町村)へ申込む必要がある旨を必ず伝え、貸付申込書などを農地保有合理化法人等に提出するよう促すようお願いします。

○ 納税猶予の適用者から「営農困難時貸付けを行いたい」旨の相談等があった場合

○ 特定貸付けを行っている納税猶予の適用者から「貸付期限の到来又は耕作の放棄により、新たな特定貸付けを行いたい」旨の相談等があった場合

## 2 「耕作の放棄」の該当要件

「耕作の放棄」の該当要件は、新制度の納税猶予適用者と旧制度の納税猶予適用者で異なります。

なお、旧制度の納税猶予適用者が特定貸付けを行った場合には、新制度の納税猶予の適用者と同様に扱われます(営農困難時貸付けを行った場合には変更は生じません。)

旧制度の納税猶予適用者	新制度の納税猶予適用者
① 農地法第33条第1項の規定による遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出がなかったこと ② 農地法第35条第1項の規定による所有権の移転等の協議を行う旨の通知があったこと	・ 農地法第32条の規定による遊休農地である旨の通知があったこと

## 3 税務署長から農業委員会長への「適用通知書」の保管及び台帳の整備

○ 従来より、相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けた場合等には、税務署長から農業委員会長等に対し、「納税猶予の対象者等に関する通知書」が通知されていますが、特定貸付け又は営農困難時貸付けの適用を受けた場合にも、「特定貸付けの適用に関する通知書」又は「営農困難時貸付けの適用に関する通知書」が農業委員会長に対し通知されます(別添参照)。

○ 今回の納税猶予の見直しにより、管内の納税猶予の適用状況の把握がより一層重要となっておりますので、税務署長からの通知書は必ず保管するとともに「納税猶予に係る農地等整理台帳」の整備をお願いします。

第 \_\_\_\_\_ 号  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 税 務 署 長 印

### 贈与税 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知書

租税特別措置法 第70条の4第1項 第70条の6第1項 の規定による納税猶予の対象者名等を次のとおり通知する。

1 納税猶予の対象者の住所・氏名

住 所	
氏 名	

2 贈与税 相続税 の申告書の提出年月日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 通知事項

- ◇ 納税猶予の適用を受けたこと
- ◇ 納税猶予期限が確定したこと （平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日確定）（一部）
- ◇ 納税猶予の税額の免除が確定したこと （平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日免除）（一部）
- ◇ 特例農地等を譲渡し、代替農地等を取得したこと
- ◇ 特例農地等として申告されたもののうち、特例農地等に該当しないものがあること
- ◇ 納税猶予の申告があったがその適用が認められないこと

納税猶予の適用に関する農地等の明細

田・畑・採草 放牧地・準農 地・一時的道 路用地等の別	登記簿上 の地目	所 在 場 所	面 積 ㎡

第 \_\_\_\_\_ 号  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 農業委員会長 殿

\_\_\_\_\_ 税務署長

### 特定貸付けの適用に関する通知書

租税特別措置法第70条の6の2第1項の規定による特定貸付けに関する対象者名等を次のとおり通知する。

1 特定貸付けの適用者

住 所	
氏 名	

2 相続税の申告書の提出年月日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 通知事項

- ◇ 特定貸付けの適用を受けることとなったこと（平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日開始）（第 \_\_\_\_\_ 号）
- ◇ 特定貸付けの適用を受けないこととなったこと（平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日終了）（第 \_\_\_\_\_ 号）

特定貸付けの適用に関する農地等の明細

所 在 場 所	地 目	面 積
		m <sup>2</sup>

第 \_\_\_\_\_ 号  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 殿

\_\_\_\_\_ 税 務 署 長

### 贈与税 相続税 の営農困難時貸付けの適用に関する通知書

租税特別措置法 第70条の4第21項 第70条の6第27項 の規定による営農困難時貸付けに関する対象者名等を次のとおり通知する。

1. 営農困難時貸付けの適用者

住 所	
氏 名	

2. 贈与税  
相続税 の申告書の提出年月日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3. 通知事項

- ◇ 営農困難時貸付けの適用を受けることとなったこと（平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日開始）
- ◇ 営農困難時貸付けの適用を受けないこととなったこと（平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日終了）

営農困難時貸付けの適用に関する農地等の明細

所 在 場 所	地 目	面 積
		m <sup>2</sup>